

第193回

近畿地方交通審議会
神戸船員部会議事録

令和6年10月24日

神戸運輸監理部

[第193回 近畿地方交通審議会 神戸船員部会議事録]

1. 日 時 令和6年10月24日(木) 10時30分から
2. 場 所 神戸運輸監理部 調停室
3. 出席者
(公益委員) 湊部会長、櫻庭委員、石黒委員、寺尾委員
(労働者委員) 浦委員、和田委員、中野委員(欠)
(使用者委員) 南委員、加藤委員(欠)、山中委員
(運輸監理部) 岡村海事振興部長、土谷海事振興部次長
熊澤海上安全環境部調整官
(事務局) 中江船員労政課長、江川船員職業安定係長
4. 議 事
 - (1) 管内の雇用状況等について
 - (2) 船員に関する特定最低賃金の改正
 - (3) その他
5. 閉 会

[議 事 概 要]

海事振興部次長

少し早いですが、皆さんおそろいになられてますので、第193回近畿地方交通審議会神戸船員部会を始めさせていただきたいと思います。

前回、9月の船員部会で互選により新部会長を決定しましたので、本日の部会から湊部会長にお務めいただきます。

公益委員として、新たに寺尾委員がご就任されました。ここで、湊部会長と寺尾委員に、一言ずつ簡単にご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

－ 挨拶 －

海事振興部次長

ありがとうございます。寺尾委員には誠に恐れ入りますが、時間の関係上、個別の委員のご紹介は割愛させていただきます。最新の委員名簿と配席図を皆様のお手元にもお配りしておりますので、こちらをご確認いただければと存じます。また、神戸運輸監理部ホームページで公開している船員部会委員名簿も更新しております。ではこれより、部会長に議事進行をお願いいたします。

部会長

皆様、本日も簡潔な議事運営にご協力をお願いします。

それでは、事務局から委員の出欠状況及び資料の確認をお願いします。

海事振興部次長

本日は、労働者委員1名と使用者委員1名が所用により欠席されておりますが、運営規則に定める「公労使委員各1名以上」並びに「全委員の過半数出席」を充たしておりますので、本部会は有効に成立しておりますことを報告いたします。

続きまして、配布資料のご確認をお願いいたします。資料、上から

- ・議事次第
- ・資料1 第192回神戸船員部会議事録（案）
- ・資料2 神戸管内の船員職業紹介等実績（9月分）
- ・資料3 全国の船員職業紹介実績一覧表（8月分）
- ・資料4 船員最低賃金関係資料
- ・クリップ留め 神戸船員部会情報

本日の資料は以上となっておりますが、過不足等ございませんでしょうか。

部会長

それでは議事に入ります。

最初に、第193回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。

お手元に配布されています、「資料1」の議事録をご確認ください。

(案) のとおり承認してよろしいでしょうか。

海事振興部次長

恐れ入りますが、皆さまにメールにて議事録案をご確認いただいた後に、事務局側で削除した部分がございます。

(削除部分について説明)

以上、ご報告いたします。

部会長

先ほど事務局から、議事録案の部分的な削除について説明がありましたが、これも含めて、皆さまいかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議題(1)の「管内の雇用状況等について」について、船員労政課長から説明をお願いします。

船員労政課長

それでは、資料2に基づき、神戸管内の船員の雇用状況等について簡単にご説明いたします。

9月期の新規求人件数は25件で、前月差▲21件、前年同月差+1件、月間有効求人件数は103件で、前月差▲7件、前年同月差+13件でした。

新規求職件数は15件で、前月差+7件、前年同月差▲1件、月間有効求職件数は23件で、前月差+9件、前年同月差▲14件でした。

ちなみに、新規求職者の平均年齢は41.2歳、月末有効求職者の最高年齢は68歳で、9月に求職された方です。

次に、求人側から見た成立件数は1件、求職側から見た成立件数は1件でした。詳細は、4ページにあります管内取扱求人者の成立一覧表をご覧ください。

次に9月の月間有効求人倍率は4.48倍で、前月比▲3.38ポイント、前年同月比では+2.05ポイントでした。

先月、7.86倍と、これまでになく高かった月間有効求人倍率が今月は落ち着いた

たことについて、少し補足説明いたします。

先ほどもご説明しましたが、9月は、新規求人25件、前月差▲21件と大きく減ったのに対し、ここ3ヶ月連続で一桁だった新規求職数が15件と前月のほぼ倍の件数となったことが月間有効求人数・求職者数のそれぞれに影響したものと考えられます。

続いてページ数2ページ目、管内の求人・求職・成立数の内訳をご覧ください。

新規求人25件の内訳をご報告します。

職員が22件、部員が3件、船種別では、タンカー船、コンテナ船、ガット船を含む貨物船が15件、旅客船が2件、警戒船、ハーバータグを含むその他船舶が7件、漁船（練習船）が1件でした。

甲機別では、甲板部の求人が17件、機関部の求人が8件でした。

次に、新規求職者15名の内訳をご報告します。

職員が11名、部員が4名、船種別では、自動車運搬船、タンカー船、RORO船を含む貨物船が9名、旅客船が3名、その他船舶を希望する方が3名でした。

甲機別では、甲板部が8名、機関部は7名、年齢構成としては、30歳未満が4名、30歳代が4名、40歳代は0名、50歳代が6名、60歳以上は1名でした。

続きまして、次のページにある新規求職者年代別離職理由をご覧ください。

求職者の離職理由のうち、本人都合は6名、会社都合が3名、乗船中が2名、未経験者が3名、その他の方が1名おられました。

5ページにある紹介状況につきましては、後ほどご覧ください。

10ページ、資料2の最後です。

雇用保険失業等給付について、前月末現在の受給者は、なし、9月中の新規受給者もなしでした。

下段に記載があります就職促進給付につきましては、8月14日付で就職された方に再就職手当として、402,507円を支給、高年齢求職者給付につきましては、8月23日に受け付けた方に353,250円、合計755,757円を支給しております。

次に、資料3をご覧ください。

こちらは、本省海事局が取りまとめた全国の船員職業紹介実績一覧表になります。

全国の船員の8月分の実績は、新規求人件数が1,223件、新規求職件数が203件、有効求人倍率は5.04倍で、前月比+0.07ポイントでした。

先月、労働委員からもご指摘のあった、8月の神戸管内の有効求人倍率が7.86倍と、かなり高く、全国との比較ですが、先ほどご説明させていただいたとおり、8月における全国の有効求人倍率は5.04倍と、神戸ほど高いものではありませんが、今年に入ってから、4倍台で推移していたのが、今年初の5倍台となりました。

参考までに8月における各運輸局等の月間有効求人倍率について、ご紹介させていただきます。

北海道3.39倍、東北1.93倍、北信1.18倍、関東8.38倍、中部4.15倍、近畿6.15倍、中国9.49倍、四国7.23倍、九州3.5倍、沖縄2.33倍、となっており東北、北信については1倍台と全国の数値に比べ低くなっているものの、東北に関しまして、直近3ヶ月は高めとのこと。

比較的数値の高い地域、まず関東においては、昨年12月頃から高くなり、7月には10倍超え、近畿では直近3ヶ月は5～6倍、中国は今年4月からは10倍前後、四国においても今年に入ってから6～7倍前後で推移している模様で、地域差は大きいのですが、全体的みても増加傾向にあるかと思われます。

簡単ではありますが、説明は以上になります。

部会長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

(なし)

部会長

皆さん、よろしいでしょうか。

(なし)

部会長

ほかにないようでしたら、議題(2)船員に関する特定最低賃金の改正に移ります。

10月8日に開催されました神戸漁業最低賃金船員部会の神戸漁業(沖合底びき網)最賃専門部会の審議を行いたいと思います。

漁業最賃専門部会における調査・審議等の結果については、私が専門部会長に選任されましたので、簡単に概要を報告いたします。なお、漁業最賃専門部会は、議事録全部非公開として審議を行いましたので、本日の船員部会議事録についても、今から報告する部分は非公開といたします。

(神戸漁業最賃専門部会 概要報告)

部会長

漁業最賃専門部会についての報告は以上です。

ただいまの報告について、委員の皆様から、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

労働者委員

まず、最初に、この決定内容について異議を唱えるものでないということだけ、前プレでお話をしておきたいと思います。

令和6年度神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金専門部会について質問です。事前に事務局より、意見書の提出がない場合、傍聴を認めないとの指導があり、最終的に意見書を提出の上、傍聴する運びとなりましたが、事務局より改めて傍聴についての在り方、手続等についてご説明を願いたいと思っております。当日、その他の漁業関係傍聴者は意見書が提出されているのかも含めて、説明を願いたいと思います。

また、部会長からは審議に先立ち、意見書提出者への意見なら理解もできますが、傍聴者へ意見を求められております。意見書提出者は参考人には当たらないとの整理は、去年の船員部会で整理されています。

ちなみに、私も幾度か傍聴も随行も臨時委員として参加させていただきました中央最低賃金専門部会については、プレスや関係団体などに対して、事前の傍聴要望書を提出することになっております。問い合わせたところ、その根拠は、船員部会運営規則、中央は第11条、神戸は第10条の議事の公開、「部会の会議及び議事録は、原則として公開する」であります。また、部会長は非公開とすることができるようになってますが、別室で意見聴取を行うことで第三者の権利もしくは利益または公共の利益を害するおそれは十分配慮がなされているとは考えますが、事務局として、これら傍聴と意見書の在り方についての考えをご説明願いたいと思っております。

また、話は変わりますが、今回も意見書を提出して、漁業最低賃金のメンバーに加えていただきたいというお話を組合からしております。これらの船員の最低賃金が生まれてからの答申、権利、関連通達、海事局の関連通達、決定手続で、全ての資料がここにあります。

ここも事務局に求めたら、それは見せられないということで、いろいろ手をこまねいて、ほかから入手しましたが、委員及び臨時委員の選任、委員の手続について、また、こういうのをずっと見ていくと、第一義にあるのは、最低賃金の委員構成の第一前提は部会の委員である。臨時委員については、そういった認識がある人たちが参加していくことを考えれば、まずもってはこの船員部会の委員が委員になった上で、その補足をしていく認識がある人たちは、臨時委員は考え方ではあると思いますので、そこら辺をずっと部会長に、新しいのを頂いて、選任についての考え方を真っすぐ捉まえてあれば、まずは船員部会の委員があつてしかるべきと考えますので、そういったことも考慮していただいて、今年の組合からの意見書について、この船員部会の中で最終的にどういう取扱いにするのか。

この間、漁船の最低賃金の決定、これには異議をさっきも言ったように唱えておりません。ただ、委員、構成委員の在り方については、いま一度、この船員部会の中でお話合いをしていただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひし

ます。

海事振興部次長

意見書の扱いについて、預からせていただいてよろしいでしょうか。

労働者委員

もちろん。あと、傍聴の扱い。

海事振興部次長

傍聴の扱いも預からせていただきたいと思います。

労働者委員

だって、漁協の人たちも。

労働者委員

預かりって、どういうこと？

海事振興部次長

今、いろいろおっしゃった資料について番号から内容を確認した上で説明しよう
と思います。

労働者委員

意見書が出ないと傍聴できないことが前提にあったらしくて、漁業の人たち、関
係組合の人たちは意見書を出しているの？なのに傍聴に来てるの？

海事振興部次長

漁業の関係の方は、意見書は出しておられません。

労働者委員

なのに傍聴に来られるの？

海事振興部次長

はい、入っておられましたね。

労働者委員

うちは意見書を出さないといけませんと言われたんですよね。その違いはどうい
うところなのか。

労働者委員

嫌がらせか。

海事振興部次長

いえ、違います。

官報公示して意見聴取をしているときに、私はそういう理解でご説明はしたんですが、若干、私の認識が足りないところもありましたので、申し上げた後で説明の誤りや、去年の扱いについてもまだ調べ切れてないところがあったので、慌てて調べてはおりましたが時間が足りなかったので、昨年、どの根拠で説明したのかを確認できておりませんでした。

私が、官報公示の期間中に、そのように意見書を出さないと傍聴できないような言い方は、勉強不足な部分があったかと思っています。

労働者委員

昨年の船員部会で整理したのは、意見書を出して、意見を述べさせてやるけど、それは参考人には当たらないという整理は、この船員部会でした。したがって、参考人には当たらないので旅費は出しません、こういう整理をした。今回出てくる問題は、傍聴の話。

海事振興部次長

はい、そうです。

労働者委員

原則非公開、部会長が言えば非公開にはなるのかもしれないけど、傍聴することができるのか、できないという入り口で右往左往するような話になってしまっている。この辺、ちゃんと整理しないと、事務局としてどういった専門部会を開くのかということになってくるのかなと思います。

労働者委員

あと、傍聴者も意見をすることができるのはどうなの？

海事振興部次長

傍聴者は、意見は基本的にはできません。

労働者委員

何か、やったと聞いたけど。

海事振興部次長

それは、いらっしゃった方に関して、もし何かコメントがあれば、と部会長のご判断で機会を与えられたので、必ずしも意見ができるという立場ではありません。

労働者委員

意見書を出した人が、考え方の中で、部会長が、この際やから意見を述べたらどうやって、今のはまだ一つ、意見があることやから考えを述べさせたか分からんけど、傍聴を誰にでも意見を述べさせることも部会長の判断。

海事振興部次長

誰にでも、ではないです。その場で、流れの中で部会長が判断された場合に発言を許すものですので、決めることに関する意見ではなくて、意見書も出しておられたので、何か補足的にどうですかみたいな感じだったと思います。

労働者委員

意見書提出者に対してという言い方ならまだいいが。傍聴者に対してということだったらしい。これの扱いが、考え方が難しいなという気はしました。

労働者委員

何でもありみたいになっちゃっているように感じたのね。去年、いろいろありながらある程度整理してきた中で、傍聴者も自由に傍聴ができるようになってる、分からないですけど、聞くところによると、自由にという言い方は変だけど、手続なしで傍聴できるような、さらに傍聴者の意見を求めたのかコメントなのかは分からないけど、求めて、コメントなり意見をした。今まで右左しながら決めてきたことが、なし崩しにまたなりつつあるなと思ったので、今日、あえて述べさせていただいたんですけど。

労働者委員

ただ、中央最賃とここの最賃がどういう関係になっているか分からないが、中央最賃については、プレスも傍聴できるし、関係団体もいっぱい来てます。それは、事前に要望書を提出するよという事で提出して、参加するようになってます。多いときなら10人ぐらい来てます。だから、中央と地方を差別する、違うというなら、その辺も教えていただかないと。また、傍聴で参加するなら、参加要望書を出すんだというのであれば、そういうのを前もって事務局が各団体に提示しないと、地方は何してもいいということになってしまう。その辺の整理をしっかりとしてもらわないと。

我々も、今年は意見書を出すつもりはなかったんだけど、意見書を出した以上、この意見書の整理を最終的には船員部会の中でしてもらいたい。運営規則、これま

での通達、全て読み込むと、本来あるべき姿は船員部会の委員、これありきで臨時委員があるんだということには、権利通達の中では、そういう書きぶりになっているとしか読み取れないので、この船員部会の意見、委員について、我々の意見書の内容はそういう内容になってますので、再整理をしていただきたいと思っています。

以上です。

部会長

何かありますか、いいですか。

海事振興部次長

最賃部会の委員としての扱いの部分は、昨年もいろいろ、半年ぐらいかけて皆さんで議論されて、最終的には採決してと時間をかけて得た結果ですので、これに関しては、私ども事務局としても尊重しないといけないなと思っていますので、何か状況が、例えば制度が変わるであったりとか、現地の船員組合の状況が変わるみたいなことがない限りは、皆さんで決めた結論に関しては尊重してまいりたいと思っています。

ただ、意見書に関しては、自分の中でも少し混乱している部分もございましたので、少し整理して、できましたら次回の部会の中でご説明させていただけたらと思います。

労働者委員

先ほど言いましたが、通達をしっかりと読み解けば、今やってること自体がおかしいんじゃないか。別紙の取扱いの中で委員の選任を正しく読み解けば、本来、あるべきは船員部会の委員ありきの臨時委員。今ある姿がどうなんだと問わざるを得なくなる。

この事務局に出してくれて言うたら、それはお渡しすることができないということでしたので、あちこち手を伸ばして入手はいたしました。

海事振興部次長

ただ、それも昨年議論をされてる内容だと思っています。その上で得られた結果です。

労働者委員

意見書を出せ言うたのは事務局でしょう。

海事振興部次長

意見書に関しては、私の調べ不足のところがあるのは認めますけど、委員の在り方に関しては、昨年、議論されて最終的には採決という形で決着がついたことだと

思っております。

労働者委員

一度、結論ついたものに投げかけたのは、そちらじゃないの。だから、意見書を出した以上、意見書の整理を船員部会でしてくれと。

海事振興部次長

意見書に関しては整理させていただきたいと思います。

労働者委員

ということです。

部会長

個人的に、いろいろとこの最賃、私も全然専門でないような気もしていますけれど、法律体系とかルール関係については全く分かってないのですが、傍聴は基本的には認められるんですよね、誰に対しても。それは、中央だと、1,000人、2,000人来られても困るから、要望とか何とか、いろいろそういう手続は多分あるのだと思います。

こちらの漁業に関して言えば、どうやってオープンにしてやりますよと声明するかは分からないですけど、多分、あんまり来られないんじゃないかな。個人的には、もっと船員さんが来ていいと思うのですが。何ならインドネシアの方も、そこに傍聴に来てもいいくらいだと私は個人的に思っております。傍聴を希望されてる中で、傍聴はオーケーと思っております。

私が傍聴席に対してコメントがもしあればと聞いたのは、せっかくお越しになって、さらに人数も少ないし、何かあるのであれば、ちょっと話を聞いておこうかなという私の判断であったところであります。

というわけで、あとは委員の選任に関して、いろいろな資料を私も見たことがないのですが、これは非常に難しいので、時間を長く要するかもしれませんが、順番に勉強していかないといけないところかなと思っています。

それでは、資料4-2の答申(案)の内容により、神戸船員部会から近畿地方交通審議会会長宛て報告したいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

部会長

ご異議がないようですので、当該答申(案)の内容により報告することとします。以上で、神戸漁業最低賃金の改正についての審議を終了します。

ここまでの議題(2)の内容について、何かご意見等があればお願いします。

(なし)

部会長

ないようでしたら、議題（3）、その他に移ります。
委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いします。
公益委員の皆様いかがでしょうか。
労働者委員の皆様いかがでしょうか。
使用者委員の皆様いかがでしょうか。

(公益委員なし)
(労働者委員なし)
(使用者委員なし)

部会長

行政は、いかがでしょうか。

海事振興部次長

では、事務局から、船員部会情報について簡単にご説明いたします。
現在、募集中のパブコメが2件ございます。

1件目の「船舶による危険物の運送基準等を定める告示等の一部を改正する告示案」は、SOLAS条約に基づく各種コードの改正内容を国内規則において担保するため、告示改正をしようとするものです。

2件目の「二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令一部改正案」も同様に、海洋汚染防止条約附属書VIの改正により、対象となる一部の船種のCO2放出抑制の基準値削減を国内法令において担保するため、省令改正をしようとするものです。

続いて、本省海事局のプレスリリース1件と、神戸運輸監理部のプレス4件をお付けしております。本省プレスのうち、特に、「旅客船の安全情報提供充実制度『+ONEマーク』制度の創設」につきましては、旅客船事業者が、法令で求められる水準を上回る安全性の確保に積極的に取り組んでいることを評価する制度を「プラスワン（+ONE）マーク制度」と名付け、各事業者の安全向上に向けた取り組みを利用者が確認できるようにすることが目的です。これも、知床遊覧船事故対策検討委員会が2022年12月に取りまとめた「旅客船の総合的な安全・安心対策」で掲げていた対策の一つです。

神戸運輸監理部のプレスのうち、フェリーの消火・退船訓練については10月16日に実施したところですので、海上安全環境部調整官からご説明いただきます。

海上安全環境部調整官

海上安全環境部調整官でございます。先ほどご紹介いただきました、10月16日に実施いたしましたフェリーの退船訓練の件について、ご発言をさせていただきます。

この訓練を行いました経緯につきましては、本年の4月から障害者差別解消法の一部が改正をされまして、事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化をされました。そのことを踏まえて、障害の有無に関わらず、緊急時に全ての乗客が安全に退船できるかを、この訓練で確認をするという目的で実施をさせていただきました。

当日は、宮崎カーフェリー株式会社様の「フェリーたかちほ」をお借りしまして、私ども神戸運輸監理部と障害者団体のNPO法人ウィズアス様で、宮崎カーフェリー株式会社様のご協力をいただきまして、訓練を実施いたしました。

訓練の詳細等については省略をさせていただきますけど、その後の意見交換会において、それぞれの当事者、私ども行政も含む、それぞれの当事者の皆様からご意見をいただきまして、皆様が今回の訓練を受けて、いろんなまた気づきを確認されたとも伺っておりますので、私どもとしても、今後とも、全ての乗客が安心して乗船いただける、もちろん乗組員の方もそうですけど、皆様が安全に退船できるような訓練の取組みについて、私ども行政としても必要に応じて協力をしていきたいと思っております。

簡単ですが、以上になります。

海事振興部次長

もう一点、プレスのご紹介となります。

毎年開催しております、「めざせ！海技者セミナー IN KOBE」の参加企業の募集のプレスですけど、今年度は、令和7年2月9日の日曜日にポートアイランド内の神戸国際展示場の第3号館で開催することといたしました。参加事業者を募集するに当たって、過去最多の70社の募集枠を設けましたところ、締切日までに90社の応募をいただきました。現在は船員労政課で調整を行っているところでございます。

その他は、毎回同様、主なスクラップ記事と8月の内航海運の輸送動向、9月分の月例経済報告をおつけしております。

事務局からは以上です。

部会長

ただいま、事務局から船員部会情報の説明につきまして、委員の皆様から、ご意見等がありましたら、お願いします。

労働者委員

今のになかったですけど、今のフェリーの消火・退船実施要領の次のページの「関西フローティングボートショー2024」、びっくりしたんですけど、裏のページの、確かに係船しているとはいえ、こういう案内の中で全く救命胴衣を着けない女性たちが並んでいるって、どういうこと。よくこれを堂々と載せたね。

海事振興部次長

これについては確認もしたんですけど、係留をしているから法的に問題ないとのことでした。

労働者委員

係船していればいいという理解でいいの？

海事振興部次長

はい。

労働者委員

でも、ぱっと見た人は、これ見てどう思うかって配慮が全く足りないと思うんだよね。よく出したね。

海事振興部次長

そこは確認をしています。

労働者委員

びっくりしました、今。

海事振興部次長

何も感じなかったわけではないですけど、確認はしています。

部会長

先ほど、労働者委員の意見のところは、私も至極当然という気がいたしまして、ちょっと変えたほうがいいんじゃないですか。

労働者委員

もうリリースしちゃっているから、しょうがないけど。

部会長

ネットとかに上がっているのは、ちょっと。

労働者委員

絶対問合せないですか、これ。リリースして。

海事振興部次長

問合せがあったとは聞いておりません。

労働者委員

ああ、そう。

海事振興部次長

この内容のまま22日に発表しております。

労働者委員

小型船舶の、今、問題が大きくて、救命胴衣どうしようかというときに、しなくていいことになりますよね。

部会長

魚釣りに行かれる方にも、着たほうがいいと勧めているところもあるので私も思いました。

海事振興部次長

そうですね。

部会長

特にございませんか。

(なし)

部会長

私のほうから1つだけ。フェリーの退船訓練のところですけど、全ての乗客がということで、いろいろなバリアのある方を対象にだったと思うのですが、今回は、写真に載ってるように肢体不自由者でやったのですか。

海上安全環境部調整官

そうです。車椅子を利用されてる当事者の方と、あとは視覚障害と聴覚障害は私ども職員が一応模擬という形で乗客役になっていただきまして、フェリーの乗組員さんが安全に誘導できるか、そういった検証も含めた訓練でさせていただきました。

部会長

なるほど。いろいろなバリアを考えてやっているということ。

海上安全環境部調整官

はい。

部会長

ありがとうございます。

特にございませんか。

(なし)

部会長

なければ、進行を事務局にお返しします。

海事振興部次長

部会長、議事進行をありがとうございました。

それでは、本日の部会は、これで終了させていただきます。

次回の船員部会は、11月22日金曜日の15時半からこの場所で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

では、ありがとうございました。